

商標「HOKKAIDO株」使用ガイドライン

令和7年3月31日

商標「HOKKAIDO株」(以下「本商標」という。)は、北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)の登録商標(商標登録第5267790号。以下「本商標権」という。)であり、使用に当たっては、原則として道総研との使用許諾契約が必要となります。

本書は本商標の使用条件をまとめたガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)です。本ガイドラインに従って、商標「HOKKAIDO株」を適正にご使用ください。

1 本商標の使用対象

次に示す本商標権の指定商品に該当し、道総研の研究成果である別紙記載の乳酸菌(*Lactiplantibacillus plantarum* HOKKAIDO)の菌体、培養上精又はそれらの加工物(以下「本乳酸菌」という。)を使用して製造した飲食料品及び飼餌料又はそれらの原材料を対象とする。

○本商標権に係る区分及び指定商品

区分		指定商品
1類	工業用、 科学用又は農業用の化学品	酪農産業に用いる培養菌(獣医科用のものを除く。) 食品及び飲料製造用の微生物(菌・菌末) 化学品
29類	動物性の食品及び加工した 野菜その他の食用園芸作物	肉製品、加工野菜及び加工果実、乳製品、豆乳、豆腐
30類	加工した植物性の食品(他の 類に属するものを除く。)及び 調味料・	調味料、食用粉類、穀物の加工品、こうじ、酒かす
31類	加工していない陸産物、 生きている動植物及び飼料	飼料 飼料用たんぱく
32類	アルコールを含有しない飲料 及びビール	清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料

※使用対象に該当しない商品に対して、道総研は本商標の使用許諾を一切行っていません。

2 本商標の使用方法

本商標は、次のとおり使用すること。

(1)一般事項

- ア 本商標に®(Rマーク)を付記して使用すること。
- イ ®を付記することを除き、本商標は改変せずに使用するものとし、本商標の一部の変更又は省略、本商標に含まれる大文字の小文字への変更、本商標への他の文字(記号及び数字を含む)の結合、その他の本商標の価値を棄損するおそれのある方法で使用しないこと
- ウ 本商標を他の商標と結合した形で表記して使用しないこと
- エ 本商標を普通名称、慣用名称その他一般的名称と誤認される形で使用しないこと
- オ 本商標を動詞的又は形容詞的な表現で使用しないこと
- カ 許諾商品の品質の誤認を招く又は他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれのある使用方法又は使用態様で本商標を使用しないこと
- キ 公序良俗に反する使用方法及び使用態様で本商標を使用しないこと

(2)許諾商品への商標登録表示

- ア 許諾商品のラベル、パッケージ、パンフレット等の需要者が容易に認識できる箇所に、道総研の登録商標であることを示す商標登録表示を行うこと

(商標登録表示の例)

- ・「HOKKAIDO株」(商標登録第5267790号)は、北海道立総合研究機構の登録商標です。
- ・「HOKKAIDO株」は、道総研の登録商標です。

(3)原材料の説明としての表示方法

本乳酸菌を原材料に使用していることの説明として商標を使用する場合は、(1)の一般的事項に加え、次の条件を全て満たすこと。なお、本条件に従う範囲内は、使用許諾申請は不要です。

- ア 原材料の一覧表示と同じフォントサイズかそれより小さいサイズで本商標を使用すること
- イ 商品名のフォントサイズの1/2以下のサイズで本商標を使用すること
- ウ 本乳酸菌を原材料として使用している事実のみを記載し、本商標と一体的に意味を形成するおそれのある表現を加えないこと
- エ 本商標を他の記載事項よりも強調する表示(本商標を枠で囲むなど)をしないこと。

(4)北海道食品機能性表示制度(以下「ヘルシーDo」という。)における表示方法

(3)に関わらず、ヘルシーDo認定商品については、「北海道食品機能性表示制度運用要綱 第4 認定商品に係る表示」の規定により対象商品への表示が義務づけられている範囲において、次の条件で機能性素材の〈成分名〉に本商標を使用することができます。なお、この場合は、本商標に係る使用許諾手続きは必要ありません。

ア 機能性素材の名称

【生菌の場合】

- ・植物性乳酸菌 HOKKAIDO株®

【殺菌体(死菌)の場合】

- ・植物性乳酸菌 HOKKAIDO株®(加熱済)

イ 認定文言への使用方法

枠内の〈成分名〉をアのとおり記載し、枠外に商標登録表示を記載

(表示例:殺菌体(死菌)の場合)

この商品に含まれる植物性乳酸菌 HOKKAIDO株®(加熱済)については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。
(この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。)

「HOKKAIDO株」(商標登録第5267790号)は、北海道立総合研究機構の登録商標です。

ウ 機能性素材の量への使用方法

〈成分名〉をアのとおり記載

(表示例:殺菌体(死菌)の場合)

この商品に含まれる機能性素材

植物性乳酸菌 HOKKAIDO株®(加熱済)の量:〇〇あたり〇〇(単位)

3 本商標使用者の責務

本商標を使用する商品について、次の条件を満たすことにより、品質を保持するよう努めなければならない。

- (1)本乳酸菌の生菌については、必ず道総研食品加工研究センター(以下、食加研という)から分与を受けて使用すること。
- (2)製品について、菌数など製品に記載した自社の基準事項を満たすよう品質の確保に努めな

ればならない。

4 不保証及び免責

道総研は、本商標に無効事由が存在しないこと及び本商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて、本商標の使用者(以下「使用者」という。)に保証するものではありません。本商標の使用又は消滅により生じるいかなる損害についても、使用者の負担及び責任において対処するものとし、道総研は一切の責めを負わないものとします。

5 使用許諾手続き

本商標の使用を希望する場合は、表記内容、表記方法について事前に道総研の同意を得たうえで、使用許諾契約を締結する必要がありますので、下記までお問合せください。

6 本ガイドライン及び商標使用許諾手続に関する問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 研究推進部知的財産グループ

住所:〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

電話:011-747-2806/FAX:011-747-0211

E-mail:hq-ip@hro.or.jp

7 本乳酸菌の分与に関する問い合わせ先

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部食品加工研究センター

住所:〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4

電話:011-387-4115(食関連研究推進室)

E-mail:food-kikaku@hro.or.jp